

# 青森県報

号外第三十九号

平成二十年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則…………… (水産振興課) ……

## 規 則

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第四号、第六号又は第八号から第十一号までに掲げる」を「第七条第二号二、へ、チからルまで又はヨに掲げる漁業の方法による」に改める。

第七条を次のように改める。

(漁業の許可)

第七条 次に掲げる漁業を営むとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号に掲げる漁業及び第二号ヲからヨまでに掲げる漁業の方法による漁業にあつては当該漁業ごとに、同号イからルまでに掲

げる漁業の方法による漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、知事の許可を受けなければならないこととする。ただし、第一号に掲げる漁業及び第二号二、チ、ヲ又はワに掲げる漁業の方法による漁業にあつては、漁業法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一次に掲げる水産動物の採捕を目的とする漁業

イ あわび(次号ヨに掲げる漁業の方法による漁業(以下「潜水器漁業」という。))の許可を受けて採捕するものを除く。当該水産動物の採捕を目的とする漁業を「あわび漁業」という。( )

ロ なまこ(漁業法第六十六条第一項に規定する小型機船底びき網漁業又は次号二若しくはホに掲げる漁業の方法による漁業若しくは潜水器漁業の許可を受けて採捕するものを除く。当該水産動物の採捕を目的とする漁業を「なまこ漁業」という。)

二次に掲げる漁業の方法による漁業

イ 小型まき網(総トン数五トン未満の船舶により行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)

ロ 機船船びき網(当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)

ハ ごち網(当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。)

ニ 固定式さし網(動力漁船により行うものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)

ホ 片側留さし網(動力漁船により行う片側びき網を含む。当該漁業の方法による漁業を「片側留さし網漁業」という。)

ヘ 流し網(さんま(日本海の海域(東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の海域をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)、いわし、さば、さめ、まぐる又はぶりを目的とし、総トン数五トン以上の動力漁船により行うものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「流し網漁業」という。)

ト 光力利用敷網(光力及びすくい網を使用する漁業の方法を含み、さんまを目的とせず、動力漁船により行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「光力利用敷網漁業」という。)

チ かご(ばい(日本海の海域に係るものに限る。))、かに又はえびを目的とし、動力漁船により行うものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。)

という。)

リさけ、まずはえなわ(日本海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船により行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「さけ、まずはえなわ漁業」という。)

又 小型いかつり(総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船により行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。)

ル いるか突棒(当該漁業の方法による漁業を「いるか突棒漁業」という。)

ヲ 小型定置(以下当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。)

ワ 底建網(当該漁業の方法による漁業を「底建網漁業」という。)

力 追込網(総トン数五トン未満の動力漁船により行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「追込網漁業」という。)

ヨ 潜水器(簡易潜水器を含む。以下同じ。)

第八条第一項中「前条第一号から第十一号までに掲げる」を「前条第二号イからルまでに掲げる漁業の方法による」に、「前条第十二号から第十四号までに掲げる」を「同条第一号に掲げる漁業及び同条第二号ヨからヨまでに掲げる漁業の方法による」に改める。

第三十六条第一項ただし書を削る。

第三十九条を次のように改める。

(漁業の禁止)

第三十九条 次に掲げる漁業の方法による漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならないこととする。

一 沖縄式追込網

二 追込網(総トン数五トン以上の動力漁船により行うものに限る。)

三 さけ、まずはえなわ(日本海の海域において総トン数十トン未満の動力漁船により行うもの(東経百三十九度の線以東の海域のうち青森県地先海域において一月一日から五月二十日までの間行うものを除く。))に限る。( )

第四十二条から第四十四条までを次のように改める。

第四十二条から第四十四条まで 削除

第四十九条第一号中「(まき餌づりを除く。)」を削り、同条第五号中「又は簡易潜水器を使用する」を「により行う」に改める。

第五十八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第七条の規定に違反して当該漁業を営んだ者、」を削り、「第三十九条」を「第三十八条」に、

「から第四十五条まで、」を、「第四十五条」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の青森県海面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)(第七条の規定による漁業の許可を受けている者は、改正後の青森県海面漁業調整規則第七条の規定による当該漁業の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者に係る許可の有効期間は、旧規則第七条の規定による漁業の許可の有効期間の残存期間とする。

3 この規則の施行の際現に漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条の規定による漁業の許可を受けている者及び前項の許可を受けた者とみなされる者に係る旧規則第四十二条から第四十四条までの規定の適用については、当該漁業の許可の有効期間中は、なお従前の例による。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七十七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭